

賃貸借契約解除届

株愛和不動産 御中

この度、次の通り賃貸借契約を解除し、住宅を退去しますのでお届けします。

届出年月日	平成 年 月 日	住宅の使用期間	年 月
物件名			号
移転先	〒 _____ Tel ()		
昼間連絡先 (勤務先等)	Tel ()		
敷金返金先	銀行	本店 支店 普・当 出張所	口座番号
	フリガナ 口座名義人		
退去日 (鍵返還日)	平成 年 月 日	立会い時間	AM・PM : ~

※退去日（鍵返還日）は荷物が全て撤去できる日をお願いします。水・日曜日の退去立会いはいたしておりません。できる限り上記日以外の立会いにご協力下さいますようお願いいたします。

※鍵返還日がお部屋の点検日（退去立会い）となっております。点検は午後4時以降できません。

氏名



《ご注意とお願い》

- ①契約解除日 賃貸借契約書の条項に基づき、居住用建物の場合、届出日の翌日から1ヶ月の予告期間が必要です。（建物賃貸借契約書14条参照）
また、事業用（テナント物件）については契約書の内容に従い3ヶ月前の解約予告にて手続きいたします。
- ②退去(明渡し) 退去は、建物の明渡し、鍵を返還したときに完了したものと認定します。
尚、鍵の返還以降は契約解除日以前でも住宅の使用は出来ません。
- ③賃料等 契約解除日または鍵返還日のいずれか遅い日までの賃料が発生するものとします。
- ④電気・ガス
水道料金等 電気・ガス・水道及び電話は、各供給機関に前もって連絡し、必ず退去日までの料金を精算してください。
- ⑤家賃送金の停止 お家賃を自動送金されておられる方は、お申し込みの銀行で送金停止のお手続きをお願いいたします。
- ⑥住宅の修繕 退去者立会いの上、住宅の修繕箇所の確認及び修繕費用の負担額を算定し、敷金より精算します。（居住用賃貸借契約書第8条・第19条参照）
尚、家賃の滞納及び部屋の汚損次第では、当社の方より請求する場合があります。